

お知らせ

伊方発電所第2号機高経年化技術評価に係る保安規定の変更に関する事前連絡について

23. 3. 11

原子力安全対策推進監

(内線 2352)

本日、四国電力株から、安全協定第10条第1項第1号の規定に基づき、標記事前連絡がありましたので、お知らせします。

県としては、今後、伊方原子力発電所環境安全管理委員会及び技術専門部会において、四国電力株から高経年化技術評価結果等について説明を受けることとしています。